

報道関係者各位

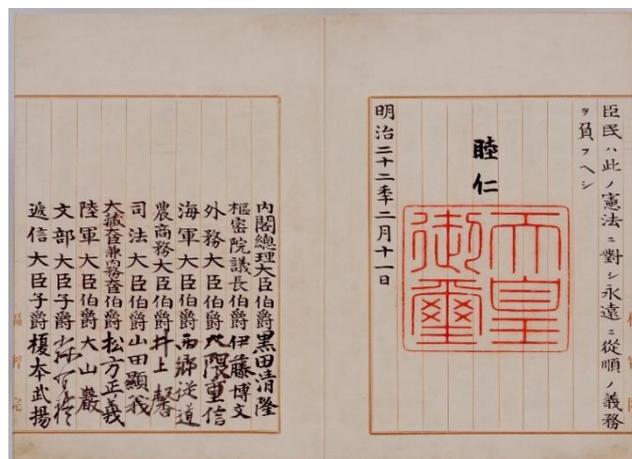
令和5年11月6日

「大日本帝国憲法」 原本特別展示について

期間：令和5年11月23日（木・祝）～12月3日（日）会場：国立公文書館東京本館

国立公文書館は明治22年(1889)2月11日に発布された「大日本帝国憲法」の公布原本を所蔵しています。この度、11月29日の「大日本帝国憲法」施行の日になみ、東京本館で特別に展示いたします。通常は複製を展示していますが、5年ぶりに原本を展示いたします。この機会にぜひご覧ください。予約不要、入場無料です。

大日本帝国憲法の上諭(天皇の言葉が書かれた部分)には「議会議開ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ」と書かれています。発布の翌年、第一回衆議院議員総選挙を経て第一回帝国議会議が開かれ、議会議開の日(11月29日)をもって、大日本帝国憲法が施行されました。



【大日本帝国憲法】

大日本帝国憲法は明治22(1889)年2月11日に発布されました。天皇の御名御璽、日付に続けて、黒田清隆内閣の各国务大臣と伊藤博文枢密院議長が署名しています。

この憲法のもとでは、天皇が国の元首として統治権を総攬しましたが、法律の範囲内で、国民は、居住・移転や信教の自由、言論・出版・集会・結社の自由、信書の秘密、私有財産の保護などが認められました。また、帝国議会議が開けられ、法律案・予算案の審議権(協賛権)が与えられました。司法権は行政権から独立し、三権分立が定められました。

請求番号：御 00284100

【「大日本帝国憲法」原本特別展示の概要】

- 会場：国立公文書館 東京本館(東京都千代田区北の丸公園 3-2)
- 期間：令和5年11月23日(木・祝)～12月3日(日) **※期間中無休、入場無料、予約不要**
- 開館時間：午前9時15分～午後5時00分
- 主催：独立行政法人国立公文書館
TEL 03-3214-0621(代表) 午前9時15分～午後5時00分
<https://www.archives.go.jp/>

【広報画像の提供】

- ・広報画像(1ページに掲載の画像)が必要な場合、下記リンクよりダウンロードしてください。
<https://www.digital.archives.go.jp/img.L/683700>
- ・使用の際は、資料名「大日本帝国憲法」と当館所蔵である旨を必ずご掲載ください。
- ・使用後は、基本情報と画像使用の確認のため展示担当 (tenji@archives.go.jp) までご連絡をお願いいたします。

【お問合せ先】※取材のお申込みは下記をお願いいたします。

- ・「大日本帝国憲法」原本特別展示の内容及び広報画像の提供について
統括公文書専門官室 展示担当 (担当：鈴木、長坂)
[E-mail]tenji@archives.go.jp
- ・取材のお申込み <https://www.archives.go.jp/guide/press.html>